

教委議案第 1 1 号

明石市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則  
の一部を改正する規則制定のこと

明石市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則を  
次のように制定する。

令和 5 年 3 月 2 8 日提出

明石市教育委員会  
教育長 北 條 英 幸



2 教育長は、緊急止むを得ないときは、前項の規定にかかわらず、委員会の議決を経ることなく、前条第1号から第13号までに規定する事務を臨時に代理することができる。この場合において教育長は、次の委員会にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

第4条 (略)

(専決事項)

第5条 教育長は、第2条第14号及び第15号に掲げる事項について専決(常時、委員会に代わって意思を決定することをいう。以下同じ。)するものとする。

2 教育長は、前項の規定による専決事項の一部を委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員に専決させることができる。

(専決の効力)

第6条 この規則に基づいてなされた専決は、委員会の意思決定と同一の効力を有するものとする。

(委任事務及び専決事務の処理の特例)

第7条 教育長は、第2条及び第3条の規定により委任された事務又は第5条の規定により専決する事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、委員会の決定を求めなければならない。

2 教育長は、緊急止むを得ないときは、前項の規定にかかわらず、委員会の議決を経ることなく、前条各号に規定する事務を臨時に代理することができる。この場合において教育長は、次の委員会にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

第4条 (略)

(新設)

(委任事務\_\_\_\_\_の処理の特例)

第5条 教育長は、\_\_\_\_\_委任された事務\_\_\_\_\_について、重要かつ異例の事態が生じたときは、委員会の決定を求めなければならない。

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

本案は、公文書公開に関する事務等について、教育長及び事務局職員等が専決できるようにするほか、所要の整備を図るため、規則の一部を改正しようとするものである。

### 情報公開等に関する権限の整理について

#### 1 問題の概要

明石市教育委員会では、効率的に運営を行うため、基本方針の策定や規則改正、議会議決事項など最重要事項を除き、教育長への委任が認められる事務については、教育長権限で執行してまいりました。

今回、「情報公開請求」「審査請求」があり、弁護士職員と対応を協議したところ、情報公開等に関する事務については、教育長に権限委任できないことが判明しました。

#### 2 問題への対応

##### ①情報公開の決定 (誤：教育長の権限⇒正：教育委員会の権限)

既に教育長権限として情報公開決定しているものについては、無効な恐れのある処分となるため、教育委員の皆様にご説明のうえ、決裁をお願いする予定です。

##### ②今後に向けた、規則等の整備

情報公開請求は頻回であることから、従来どおり教育委員会事務局等で処分が実施できるよう、専決(権限を移譲しないで意思決定を委ねる)の規定等を整備します。

#### 教育委員会

教育委員会の職務権限  
(地教行法第21条ほか)

- 地教行法第25条第2項各号 基本方針、規則改正、学校設置等
- 教育長委任規則第2条各号 議会議決事項、人事、通学区域等

#### 【改正イメージ図】

- ・実線は権限の所在を、図は委任による権限の消失を表している。
- ・黄色マーカーの箇所が例規の改正箇所を表している。
- ・図中の例規については、次のとおり略称を用いている。

地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律) 教育長委任規則(明石市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則) 教育長決裁規程(明石市教育委員会事務局等決裁規程) 学校長委任規程(明石市立学校の長に対する事務委任規程)

#### 教育長

##### (教育長委任事項)

- その他のすべての事務(事務局等)
- 例) 学籍処理、学校給食、教育課程、研修、学校施設管理、**情報公開事務**、**個人情報保護事務**、**行政手続関連事務** 等

- その他のすべての事務(学校事務)

#### 事務局等

##### (事務局等専決事項)

左の事務を専決できる

#### 専決

教育長決裁規程

#### 再委任

地教行法25条4項

学校長委任規程

##### (学校長委任事項)

勤務時間、休暇、時間外勤務、職免、**情報公開事務**

その他教育委員会の権限(条例等)

- 情報公開事務**、**個人情報保護事務**、**行政手続関連事務** 等

##### (教育長専決事項)

左の事務を専決できる

#### 専決

教育長委任規則

##### (事務局等・学校長専決事項)

左の事務を専決できる

#### 専決

教育長委任規則  
教育長決裁規程  
学校長委任規程